

令和4年第2回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第8号

令和4年2月28日（月） 山ノ内町役場議場に開く。

令和4年2月28日（月） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 2号 専決処分の報告について  
専決第 3号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 4 報告第 3号 専決処分の報告について  
専決第 4号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 5 議案第 2号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
- 6 議案第 3号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 4号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 5号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算（第1号）
- 9 議案第 6号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 7号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について
- 16 議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 17 議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 2 議案第 1 9 号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
2 3 議案第 2 0 号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
2 4 議案第 2 1 号 令和 4 年度山ノ内町一般会計予算  
2 5 議案第 2 2 号 令和 4 年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算  
2 6 議案第 2 3 号 令和 4 年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算  
2 7 議案第 2 4 号 令和 4 年度山ノ内町介護保険特別会計予算  
2 8 議案第 2 5 号 令和 4 年度山ノ内町公共下水道事業会計予算  
2 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算  
3 0 議案第 2 7 号 令和 4 年度山ノ内町水道事業会計予算
- 

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のとおり（12名）

1 番	塚 田 一 男 君	8 番	渡 辺 正 男 君
2 番	湯 本 るり子 君	9 番	山 本 光 俊 君
3 番	白 鳥 金 次 君	1 0 番	西 宗 亮 君
4 番	山 本 岩 雄 君	1 1 番	小 林 克 彦 君
6 番	布施谷 裕 泉 君	1 2 番	徳 竹 栄 子 君
7 番	高 田 佳 久 君	1 3 番	高 山 祐 一 君

---

○ 欠席議員次のとおり（1名）

5 番 湯 本 晴 彦 君

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 小 林 元 広 議事係長 田 村 英 則

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹 節 義 孝 君	副 町 長	増 田 隆 志 君
教 育 長	柴 草 隆 君	会 計 管 理 者	小 林 一 夫 君
総 務 課 長	小 林 広 行 君	税 務 課 長	常 田 和 男 君
健康福祉課長	大 塚 健 治 君	農 林 課 長	鈴 木 隆 夫 君
観光商工課長	湯 本 義 則 君	建 設 水 道 課 長	山 本 和 幸 君
教 育 次 長	宮 崎 弘 之 君	消 防 課 長	湯 本 睦 夫 君

危機管理課長

町田昭彦君

代表監査委員

児玉信治君

---

(午前10時00分)

**議長(高山祐一君)** おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

令和4年第2回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところ出席をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関連では、当町においても1月中旬から新規陽性者が急増し、長野県にも適用されたまん延防止等重点措置は、3月6日まで対象期間が延長されました。町でも様々な支援策を講じられておりますが、観光業、飲食業をめぐる環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような中、さきに開催された北京冬季オリンピックでは、当町から20年ぶりに馬場直人選手が出場され、私たち町民に明るい話題と大きな勇気を与えていただきました。今後、ますますの活躍を期待いたしております。

議会活性化の取組の一環として、今回で15回目となります議会報告会ですが、本年度も新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、議会だより誌上での報告会とさせていただきます。併せてお願いしましたアンケート調査では、多くの皆さんから回答をいただき感謝申し上げます。アンケートで寄せられました貴重なご意見やご提言は、今後の議会活動に生かしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は令和4年度予算をはじめ、令和3年度補正予算のほか、条例の制定など多くの重要案件を審議する議会であります。とりわけ新年度予算につきましては、コロナ禍の中、当町をめぐる諸情勢や住民要望を踏まえ、様々な視点から審査、審議をいただく極めて重要な案件です。

本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、全ての案件に対し十分な審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会となるよう格段のご協力をお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、円滑な議会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

(開 会)

(午前10時02分)

**議長(高山祐一君)** ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和4年第2回山ノ内町議会定例会を開会します。

---

**議長(高山祐一君)** 会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開催に当たり、地方自治法第121条の規定により、児玉信治代表監査委員に出席を願っております。

町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇

(町長 竹節義孝君登壇)

**町長（竹節義孝君）** 改めておはようございます。

本日ここに、令和4年度第2回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

朗報です。世界的指揮者で山ノ内町名誉町民の小澤征爾さんに日本芸術院は、芸術活動で優れた功績があったとして新会員に選出され、明日3月1日付文部科学大臣より発令されます。町民を代表して早速祝意を申し上げたいと思います。なお、小澤さんは2008年に文化勲章も受賞されてございます。

昨年の8月下旬より約5か月間コロナ陽性者発生ゼロでしたが、オミクロン株に変異し、1月中旬より毎日のように町内で発生し、県や北信総合病院、中高医師会の指導、協力の下、対応してございます。陽性者のみならず濃厚接触者もいることから、小学校での学級閉鎖や保育園での休園措置を取っているため、学業や保育に支障も生じていますが、まずは、感染拡大を防ぐ対策を優先し、さらには、公共施設の利用休止や時間短縮なども行っております。一方、観光業者や飲食店などに対する経営支援対策や保障対応も行っております。

県でも、コロナの収束が見えないことから、全県に1月27日から2月20日までまん延防止等重点措置を講じましたが、依然として高止まりの状況から3月6日までさらに2週間延長されました。当町においても2月中旬以降連日、10人前後の陽性者が発生しておりますが、最近は若干落ち着いているとはいえゼロの日が続かないのが現状でございます。

昨年末の豪雪対策として、除排雪費の当初予算1億4,000万円が不足したことから、1月に1億円の専決補正をいたしました。立春が過ぎたのに一向に止まらない豪雪のため、さらに1億円の補正予算を今議会に提出させていただきます。住民生活や観光客を含む安心・安全のために、除雪業者や各区のご協力をいただき除排雪に万全を期してまいります。

昨年の東京オリンピック同様、コロナ禍の下で、北京オリンピックが2月4日から2月20日まで開催され、アスリートのパフォーマンスに、テレビ、新聞で一喜一憂した17日間でした。スポーツと平和の祭典であり、世紀のスポーツイベントがオリンピックです。

当町も20年ぶりに馬場直人君が出場し、2月6日のクラシカル、フリーのスキースロンではストックが折れながらも35位、13日のリレーでは3走で出場し、1人抜き9位に順位を上げましたが結果は10位でした。19日のフリーでは、馬場君の最も得意種目であり、大変期待しましたが、悪天候のため急遽30キロメートルに変更され、それでも24位と健闘されました。馬場君の健闘をたたえるとともに、まだ若いことから、今回の経験を生かし、次のイタリアのミラノのコルティナダンペッツォに期待したいと思います。

コロナ感染第6波の中で3回目のワクチン接種が始まり、1月からの医療従事者、施設関係者に続き、2月4日から65歳以上、6か月経過の高齢者接種も順調に接種が進み、希望者の8割は今週中に接種が完了する予定でございます。引き続き65歳未満のワクチン接種も実施する

など、コロナ対策は全職員が県や医療従者の協力で対応しています。なお、大雪が続いたため、出づらい、足がないとのことで、送迎車を運行し、接種率アップに努めています。また、5歳から12歳までの小児接種については、北信病院小児科で接種することで細部詰めているところでございます。

2月15日に、株式会社プリンスホテル徳永常務執行役員が来庁され、経営改革の一環として志賀高原プリンスホテル及び焼額山スキー場を含む全国21施設を、約1,500億円でシンガポールの政府系ファンド会社G I Cを最適なパートナーに選定し譲渡する。なお、運営業務を新たに設立する株式会社西武プリンスホテルズワールドワイドに受託する基本協定書の締結を2月1日に、また、ホテル等の資産売買契約の締結は5月予定、そして、売却契約に基づく資産譲渡実行日は9月予定との報告を受けるとともに、会社名は変わりますが、現プリンスホテルの社員がそのまま運営するとの報告でした。志賀高原プリンスホテルは、志賀高原最大のホテルであり、引き続きスキー場とともに運営いただくことにほっとしているところでございます。

さて、本議会に提案申し上げます案件は、専決処分報告2件、令和3年度一般会計の補正予算6件、条例の一部改正等が13件、令和4年度一般会計等当初予算が7件の計28件でございます。

十分ご審議の上、ご承認いただきますよう申し上げます、招集のご挨拶といたします。

---

(開 議) (午前10時12分)

議長(高山祐一君) これより本日の会議を開きます。

5番 湯本晴彦君から欠席の旨、届出がありました。

---

## 諸般の報告

議長(高山祐一君) 諸般の報告を行います。

初めに、請願、陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る、2月21日の議会運営委員会までに受理されました陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

次に、2月14日から21日まで北信広域連合議会令和4年2月定例会が開催され、条例の改正1件、令和3年度補正予算3件、令和4年度一般会計及び特別会計予算など8議案が原案のとおり可決されました。

2月24日、北信保健衛生施設組合議会の令和4年2月定例会が開催され、条例の改正1件、令和3年度補正予算2件、令和4年度一般会計及び特別会計予算等の7議案が原案のとおり可決されました。

また、長野県町村議会議長会第34回定期総会は書面開催となりましたが、令和4年度事業計画及び一般会計予算等が承認されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 1 会議録署名議員の指名について

議長（高山祐一君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

3番 白鳥金次君

4番 山本岩雄君

5番 湯本晴彦君

を指名します。

## 2 会期の決定について

令和4年第2回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期19日間)

月日	曜	種別	開会開議	閉議閉会	内 容
2. 28	月	本会議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第1号～第2号 上程、提案説明、質疑、採決 議案第2号～第27号 上程、提案説明
		全員協議会			本会議終了後
3. 1	火	休 会			
2	水	本会議	午前10時	午後5時	一般質問
3	木	本会議	午前10時	午後5時	一般質問
4	金	休 会			
5	土	休 会			
6	日	休 会			
7	月	本会議	午前10時	午後5時	議案審議 議案第2号～第7号 質疑、討論、採決 議案第8号～第27号 質疑、委員会付託

8	火	委員会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会（予算審査）
9	水	委員会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会（予算審査）
10	木	委員会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会（予算審査）
11	金	委員会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会（予算審査）
12	土	休 会			
13	日	休 会			
14	月	委員会	午前 9 時	午後 5 時	常任委員会（条例等審査）
15	火	委員会	午前 9 時	午後 5 時	常任委員会（条例等審査）
16	水	議会運営 委員会	午後 2 時	午後 5 時	議会最終日日程審議
17	木	休 会			
18	金	本 会 議	午後 2 時	午後 5 時	予算決算審査委員会・常任委員会報告

議長（高山祐一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日2月28日から3月18日までの19日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日2月28日から3月18日までの19日間に決定しました。

### 3 報告第2号 専決処分の報告について

専決第3号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

### 4 報告第3号 専決処分の報告について

専決第4号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（高山祐一君） 日程第3 報告第2号及び日程第4 報告第3号 専決処分の報告についての2件を一括上程し、議題とします。

以上2議案について報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について、専決第3号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について及び報告第3号 専決処分の報告について、専決第4号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、一括してご提案申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告について、専決第3号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

概要につきましては、対象車両が林道下須池ノ平線を木島平方面から走行し、下須賀川望月商店付近において、国道403号からの車両が当該林道入り口付近で作業中の箇所を避けて侵入し道路中央部を越えたため、道路左端に避けたところ、前輪部のタイヤが水路グレーチングに乗り、跳ね上がったことにより、燃料タンクを破損させたものです。発生日は令和3年9月23日、午前10時30分頃。発生場所は夜間瀬8853の8付近、林道下須池ノ平線でございます。

相手の住所氏名は、長野市川中島今里1588、株式会社大一物流でございます。損害賠償額は43万7,718円となります。

以上につきまして、令和4年2月9日付で専決し、同日和解に至りましたのでご報告申し上げます。

続いて、報告第3号 専決処分の報告について、専決第4号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

内容ですが、地域福祉センターの屋根から落氷により車両を損壊させたものでございます。発生日時は令和4年1月8日、詳細な時間は不明ですが、発生場所は山ノ内町大字平穏3371番地2、山ノ内町地域福祉センターの敷地内です。

相手方は山ノ内町大字平穏3371番地2、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会です。損失割合は町が8、相手が2で、損害賠償額は7万7,792円。和解日は令和4年2月16日です。

以上について、令和4年2月16日付で専決いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上2件について、十分ご審議の上、ご報告の受理をお願いいたします。

以上です。

**議長（高山祐一君）** これより一括質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

以後の議案等についても同様とします。

10番、西宗亮君。

**10番（西 宗亮君）** 1件お願いします。

専決第4号のところなんですけれども、示談の過失割合が8対2というふうになっていますけれども、これは状況によって変わるんでしょうか。それとも社協との話の中でこういうふうな8対2というふうな割合に、もうある程度固定的に決まっているんでしょうか。

**議長（高山祐一君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

状況によって変わっているものと理解しております。この場合については、内容について保険会社と相談して状況判断の上、保険会社から提示があった内容でこのような割合になったということですが、今年の冬は雪が多く、屋根からの落雪がかなり下に積もっております。そのところにロープは張っていたんですが、ロープの張っているところよりも状況的に雪が落下すれば当然跳ねてくるだろうというものが十分理解できる内容のところ止めてあったという部分で、このような査定が出たというふうに聞いております。

以上です。

**議長（高山祐一君）** ほかにありませんね。

質疑を終わります。

お諮りします。

報告第2号及び報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（高山祐一君）** 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号及び報告第3号の専決処分の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

---

5 議案第2号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）

6 議案第3号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）

7 議案第4号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

8 議案第5号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算（第1号）

9 議案第6号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

10 議案第7号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）

**議長（高山祐一君）** 日程第5 議案第2号から日程第10 議案第7号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

**議長（高山祐一君）** 以上6議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 議案第2号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）から議案第7号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案について、一括ご提案申し上げます。なお、金額については万単位で申し上げます。以後も同様とさせていただきます。

初めに、議案第2号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

す。

今回の補正の内容は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正でございます。補正の内容は、それぞれの事業の精算と国の補正予算に対する事業の計上であります。

第1表歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,167万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,780万円とするものでございます。

第2表繰越明許費の補正は、庁舎エレベーター改修工事のほか、2事業を追加するものでございます。

第3表地方債の補正についてですが、国の補正で採択となった急傾斜工事に要する費用として防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を追加し、さらに変更には事業見込みなどから起債の減額をするものでございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款の町税については、今年度の収入見込みを踏まえての増額、減額でございます。

11款の地方交付税は国の補正により交付税の再算定が行われ、追加交付となったことによる増額でございます。

14款使用料及び手数料については、コロナ関連の影響による各種施設及び指定管理者からの使用料の減額でございます。

15款国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種事業に関わる負担金の増額や、除雪に関わる補助金の減額などがございます。

16款県支出金については、各種事業の精算による減額などがございます。

18款寄附金では、ふるさと寄附金の増額を計上してございます。

19款繰入金では、ふるさと基金充当事業の一部が中止や規模縮小となったことにより、充当額が減ったことによる減額、有線放送電話事業特別会計が令和3年度で閉鎖することに伴い、剰余金を繰り入れるための増額でございます。

22款町債については、急傾斜砂防対策事業工事の追加のほか、事業見込みなどから減額となります。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

2款総務費では、それぞれの事業の精算による減額が主ですが、有線放送電話事業特別会計の剰余金を財政調整基金に積み立てるため、増額補正をしてございます。

3款民生費については、それぞれの事業の精算見込みによる減額でございます。

4款衛生費については、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に関する費用の増額などがございます。

5款農林水産事業については、それぞれの事業の精算による減額が主ですが、国の補正による事業などにより一部増額補正してございます。

6款商工費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止基金元金積立金は増額ですが、それ以外の事業は減額となります。

7款土木費では、町道除雪、急傾斜工事負担金が追加となりますが、それ以外の事業は減額となります。

9款教育費では、小学校管理費の需用費が追加となりますが、そのほかは事業の精算により減額となっております。

12款諸支出金では、国民健康保険特別会計繰出金については、保険基盤安定事業の国・県の負担金の増額に伴い、繰出金を増額しております。その他の特別会計については、精算による減額となっております。

次に、議案第3号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,971万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億374万円とするものでございます。補正の内容につきましては、令和3年度事業の清算及び本会計を閉鎖するための補正でございます。

続いて、議案第4号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,887万円とするものでございます。

主な内容は、保険基盤安定等一般会計からの繰入金額と前年度繰越金額が確定したこと等により、増額及び財源調整による基金繰入金の減額でございます。

歳出の主な内容は総務費の増額を計上するものでございます。

次に、議案第5号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,408万円とするものでございます。

歳入の内容は、一般会計からの繰入金である保険基盤安定分の確定による減額、前年度繰越金額の確定により増額をするものでございます。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を歳入額と同額とし、減額するものでございます。

続いて、議案第6号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,135万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、国・支払基金・県・町等ルール分の介護給付費負担金等の確定見込みによる増減と支払準備基金繰入金、前年度繰越金による財源の組替えを行うものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費の各サービスの実績と今後の支払い見込みによる増減を行う

ものでございます。

次に、議案第7号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を100万円減額し、総額6億7,048万円に、支出額を120万円減額し、総額8億7,897万円とするものでございます。

内容につきましては、水道施設整備事業の事業費確定に伴う減額であります。

以上、議案第2号から議案第7号までの6議案について一括ご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、議案第2号及び議案第3号を総務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

**議長（高山祐一君）** 補足の説明を求めます。

議案第2号及び議案第3号について、総務課長。

**総務課長（小林広行君）** [議案に基づく補足説明]

- 
- 1 1 議案第 8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 1 2 議案第 9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
  - 1 3 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 1 4 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議長（高山祐一君）** 日程第11 議案第8号から日程第14 議案第11号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

**議長（高山祐一君）** 以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 議案第8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案について、一括ご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 山ノ内町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続等の簡素化を目的とし、各種様式の押印を見直すことから、宣誓書の用紙についても本人の署名により押印を省略することとしたことから、条例を改正す

るものでございます。

次に、議案第9号 山ノ内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることから、条文中で引用する法律の名称を変更するため条例を改正するものでございます。

続いて、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年人事院勧告において、一般職の期末手当を0.15か月分引き下げる勧告となり、国家公務員の給与の改正に準じて町職員の期末手当の額についても同様に引き下げることとし、条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国家公務員の特別職の給与の一部改正において、期末手当が0.1か月分引き下げられることから、これに合わせて町の特別職の給与についても同様に改正するものであり、併せて学校医、学校歯科医の年額報酬の改正に伴い条例を改正しようというものでございます。

以上、議案第8号から議案第11号までの4議案について一括ご提案申し上げました。

なお、細部につきましては、議案第10号及び議案第11号を総務課長から補足の説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 補足の説明を求めます。

議案第10号及び議案第11号について、総務課長。

**総務課長（小林広行君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（高山祐一君）** ここで議場内の換気のため、暫時休憩します。

再開を11時とします。よろしく申し上げます。

（休憩）

（午前10時55分）

---

（再開）

（午前11時00分）

**議長（高山祐一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

15 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について

16 議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

17 議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

18 議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第15 議案第12号から日程第18 議案第15号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定についてから議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第12号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は平成31年3月31日をもって終了した山ノ内町有線放送電話事業について、令和3年度をもって施設の撤去を完了したため、本条例を廃止するものでございます。

続いて、議案第13号 山ノ内町有線放送電話事業特別会計条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は平成31年3月31日をもって終了した山ノ内町有線放送電話事業について、令和3年度をもって施設の撤去が完了したため、本会計を閉鎖するに当たり本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第14号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は平成31年3月31日をもって終了した山ノ内町有線放送電話事業について、今年度末で本会計を閉鎖し、山ノ内町有線放送電話事業特別会計基金を全額取り崩すことによる一部改正でございます。

続いて、議案第15号 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

田舎暮らしの体験住宅について、移住希望者がより利用しやすく、かつ多くの方が利用できるように現行の使用期間7日から30日を4日から14日に改めるものでございます。

以上、議案第12号から議案第15号までの5議案について一括してご提案申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

- 19 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第19 議案第16号から日程第23 議案第20号までの5議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上5議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5議案について、一括ご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

市町村防災会議の組織につきましては、災害対策基本法に都道府県防災会議の例に準じて市町村の条例で定めるとされていることから、指定地方行政機関及び陸上自衛隊の2項目を第1号及び第2号に追加し、定員を35名以内から40名以内に改正するものでございます。

次に、議案第17号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、消防団員等が消防作業や水防作業等に従事した者に係る損害補償を的確に行うための条例でございます。今回の改正は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたことに伴う改正でございます。

議案第18号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴って改正するものであります。改正の概要は子ども・子育て支援の拡充として、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額について減額措置を講ずるものでございます。

議案第19号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、すがかわふれあいセンター設置に伴い北部公民館の移動による位置の変更の改正と、併せて他の地区公民館の位置を現地番に合わせるため、条例改正するものでございます。

議案第20号 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、すがかわふれあいセンターが設置されたため、名称及び位置を追加する改正と併せて、他のふれあいセンターの位置を現地番に合わせるため、条例改正するものでございます。

以上、議案第16号から議案第20号までの5議案について一括して説明申し上げます。

なお、細部につきましては、議案第17号を消防課長から、議案第18号を税務課長から補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第17号について、消防課長。

消防課長（湯本睦夫君） [議案に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） 議案第18号について、税務課長。

税務課長（常田和男君） [議案に基づく補足説明]

---

24 議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算

25 議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

26 議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

27 議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算

28 議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

29 議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

30 議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（高山祐一君） 日程第24 議案第21号から日程第30 議案第27号までの7議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上7議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第21号から議案第27号までの令和4年度当初予算関係7議案につきまして一括してご提案申し上げます。

最初に、予算編成の基本的な考え方と予算概要について申し上げます。

令和4年度は、第6次町総合計画の2年目に当たり、町の将来像「未来に羽ばたく夢と希望

のある健康な郷土（まち）」の実現に向け、着実に事業を推進していくことが求められています。さらに、いまだ終息の見通せない新型コロナウイルスの感染防止対応の継続と地域経済の維持・活性化の両立を見据え、ポストコロナの実現に向けた取組も重要です。

政策的経費に充てる一般財源が限られる中、イノベーション戦略プラン2.0（重点施策）の取り組むべき4つの柱をベースに、人口減少・少子高齢化対策や産業活性化に重点的に取り組んでいく必要がございます。そのために、町の厳しい財政状況を踏まえ、先例や慣例にとらわれず、選択と集中の下、創意工夫と新たな視点で事務事業を見直し、スピード感を持って取り組み、限られた財源を効率的・効果的に活用し、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるように当初予算案を編成いたしました。

それでは、議案第21号 令和4年度山ノ内町一般会計予算について申し上げます。

山ノ内町一般会計予算の総額は79億8,900万円であります。平成29年度から6年連続70億円を超える大型予算となっております。なお、前年度予算74億5,702万円からは、5億3,197万円、7.1%の増となります。

主な事業ですが、産業活性化では2年連続で中止となっているサイクリングイベント、志賀高原ヒルクライムの初開催、eバイクを活用したサイクルツーリズム推進、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊している観光・商工業者に対して、利子補給の支給をはじめ、飲食店などへの支援金の支給、組織の維持支援のための補助など、必要な支援を継続してまいります。また、ポストコロナに向けて、誘客促進に向けたSNS発信強化など、観光地の魅力アップに努めます。

農業では、新規就農者や経営支援に関する各種補助事業について継続や拡充を行ってまいります。また、ブランド農業推進のため、引き続きブドウ棚の設置補助などを行う産地パワーアップ事業を推進するとともに、当町が国のSAVOR JAPANの認定地域となっていることから、農産物や地域の食を生かした観光客誘致を推進し、観光と農業の振興を図ってまいります。

保健・医療・福祉分野では、子どもインフルエンザ接種助成費用の増額をはじめ、結婚活動応援事業、出産・育児祝い金、18歳までの子ども医療費窓口無料化、福祉乗物補助券給付、介護慰労金の継続、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る費用など、子どもからお年寄りまで、町民誰もが生き生きと暮らせるよう福祉の充実を図ってまいります。

教育・文化分野では、小学校の1校統合に向けた統合小学校調査経費、GIGAスクール構想に係る経費負担、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた準備など、将来を担う子どもたちの学習環境整備や社会体育の充実を図ってまいります。

都市基盤・生活環境では、橋梁長寿命化工事や新東部浄水場建設事業、公園整備に向けての社会体育館解体工事などにより、安全で安心な住みよい環境の構築を目指してまいります。

予算の執行に当たりましては、町民と行政の協働による「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」を目指して、行政運営の指針である最小の経費で最大の効果を基本に置き、

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの財政指標のクリアを念頭に、バランスの取れた財政運営になるよう適正な執行に努めてまいります。

続いて、議案第22号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算の事業勘定につきましては、前年度比較7,170万円増の総額16億3,170万円でございます。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに運営主体となり、制度の安定化を図ることになっております。このため、長野県が策定する国民健康保険運営方針と市町村標準保険料率を参考にし、当町の国保税率を毎年度見直すこととなりますが、令和4年度の国保税率は、被保険者負担に配慮し本年度も改定は行わず、歳入不足分については特別会計基金を取り崩して対応してまいりたいと思っております。

直営診療施設勘定につきましては、前年度と同額の13万円でございます。

次に、議案第23号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、前年度比較10万円増の1億8,470万円でございます。

続いて、議案第24号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計予算については、前年度比4,582万円増の歳入歳出予算総額18億9,483万円とするものでございます。

令和4年度については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画の2年目となり、介護保険事業計画と整合を図りながら予算の編成を行いました。

また、第8期介護保険料については、年額基準額を6万4,800円、月額5,400円としてまいります。保険給付費は、要介護認定者数や介護サービス利用の増加により、前年度比2.56%増の17億4,587万円でございます。

また、地域支援事業では、介護予防と介護度の重度化防止、生活支援体制整備等により前年度比0.01%減で1億898万円でございます。

なお、歳入は、第1号被保険者保険料と保険給付費等の国・支払基金・県等のルール分による公費負担を見込むとともに、介護保険支払準備基金から5,747万円の繰入れを行うものでございます。

次に、議案第25号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額4億9,851万円、支出額4億9,270万円でありませ

ず。資本的収入及び支出につきましては、収入額3,744万円、支出額1億5,159万円でございます。

続いて、議案第26号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額1億6,045万円、支出額1億5,694万円でございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入額2,809万円、支出額6,390万円でございます。

次に、議案第27号 令和4年度山ノ内町水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額3億9,212万円、支出額3億1,701万円を計上し、水道水の安定供給のため水道施設の維持管理事業を実施してまいります。

資本的収入及び支出につきましては、収入額16億7,102万円、支出額18億9,354万円を計上し、3か年目となる新東部浄水場建設事業をはじめ建設改良事業を実施してまいります。

以上、令和4年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算概要についての7議案についてご説明申し上げました。

引き続き厳しい財政運営であります、町の将来像「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」の実現に向け、限られた予算の中で着実に事業を進めてまいります。

細部につきましては、議案第21号を総務課長に、議案第22号から議案第24号までを健康福祉課長に、議案第25号から議案第27号までを建設水道課長に補足説明させます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

**議長（高山祐一君）** 補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。

また、説明は要点を捉え、要領よく、分かりやすく、大きな声でお願いします。

まず、議案第21号について、総務課長。

**総務課長（小林広行君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（高山祐一君）** ここで昼食のため午後1時15分まで休憩します。

（休憩）

（午前11時59分）

---

（再開）

（午後1時15分）

**議長（高山祐一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 会議録署名議員の指名について

**議長（高山祐一君）** 先ほど日程第1で会議録署名人の指名をしましたが、5番 湯本晴彦君が本日欠席でありますので、改めて6番 布施谷裕泉君を指名します。

**議長（高山祐一君）** 引き続き補足の説明を求めます。

議案第22号から議案第24号までの3議案について、健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（高山祐一君）** 次に、議案第25号から議案第27号までの3議案について、建設水道課長。

**建設水道課長（山本和幸君）** 〔議案に基づく補足説明〕

---

**議長（高山祐一君）** 以上をもって本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦勞さまでした。

（散会）

（午後1時38分）